

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」 (中間案) に対する意見募集結果

令和5年12月15日(金)～令和6年1月9日(火)

4個人・団体 28件

No	項目	御意見・御提案の要旨	考え方
1	第1章 基本的な考え方	<p>本計画では、防犯まちづくり・再犯防止・犯罪被害者等支援の3本柱で改定を進められているが横断的な措置が不十分であると考えており、計画の重点事項では、犯罪被害者等支援が(2)から(4)までは取り上げられているが、(1)「犯罪の根底にある社会的孤独・孤立を防ぐ対策」については、記載が少ない。また、第2章と第3章では、学生ボランティアを取り上げているが、第4章では取り上げられていない。犯罪被害者等支援では、学生ボランティアの顕著な活動は見られないので、育成の援助が必要。</p>	<p>本計画は、3本柱となっておりますが、互いにつながり合っているものとして、総合的に課題をとらえて、施策を推進していこうとするものです。計画の重点項目によって、3本柱の記載量に偏りがありますが、被害者等支援についても、他の柱と同様に、(1)社会的孤独・孤立を防ぐ対策に関する施策についても、推進してまいります。</p> <p>また、学生の「生命のメッセージ展」開催・運営への参画や「いのちを考える教室」の開催などにより、学生に対して犯罪被害者等への正しい理解と認識の促進に努めてまいります。更に、児童のうちから、保護者とともに参加しやすい「ホンデリング」の取組を通して、犯罪被害者等支援に関心を持っていただくきっかけづくりに努めてまいります。</p>
2		<p>犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び確保については、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターに関わる人材育成についても、支援してほしい。</p>	<p>「犯罪被害者等支援」には、性暴力被害者の方への支援も含まれており、これまで人材育成のための研修を実施しているところです。支援には、被害者の方の状況によって、様々な専門的知識を必要とし、また、法改正や社会情勢の変化に応じて新たな対応が求められてきていることから、支援の現場からの声をお聞きしながら、更なる人材の育成及び確保に向けた取組を積極的に進めていきます。</p>
3		<p>虐待や犯罪等によりトラウマを抱えている子ども、若者、女性、高齢者などが、被害者にも加害者にもなり得るリスクを抱えないために、地域における気づきを増やし、支援していく環境を整備していくことはとても重要である。</p> <p>民間団体等による居場所づくりなどもその役割を果たすと思われるので、支援してほしい。</p>	<p>御意見のとおり、「民間団体等による居場所づくりの取組」も気づきの機会としてとらえ、京都府や市町村の様々な居場所づくりの取組と併せて、気づきから適切な支援につながるよう、活動に携わる方への情報提供や研修、交流機会の提供など相談しやすい環境を整備していきます。</p>
4		<p>犯罪の根底にある社会的孤独・孤立の問題への対策は重要だと考えており、「当事者を支援の人材として共に取組を進め、困難を抱える人、回復を支援する人、民間の自助グループやボランティア団体など連携・協力のフォーラム創りをサポートする」や「当事者や支援者の相談にワンストップで対応できる体制の整備に努める」には期待する。この方針が、第2章以降の施策に具体的に生かされているか、明確にしていただければ読みやすいのではないかと。</p>	<p>犯罪の根底にある孤独・孤立への対策における施策の方向性として、関係機関等の連携、フォーラム創りのサポート及びワンストップ相談体制の整備等について示しており、一つの施策だけでなく、様々な施策において推進しているところです。</p> <p>そのため、施策の方向性を反映している個別施策について、明示はしておりませんが、本計画が府民の皆様にとって、読みやすく明瞭なものとなるよう努めてまいります。</p>

No	項目		御意見・御提案の要旨	考え方
5	第1章	基本的な考え方	<p>「トラウマを抱えている方が被害者にも加害者にもなるリスクを抱えないために…」という視点は非常に共感するところである。罪を犯した女性たちと拘置所で面談することがあるが、その際「犯罪に至る前に出会いたかった」と痛感するし、自分が犯してしまった罪に向き合うため、また、再犯防止のためにも、カウンセリングが必要だと考える。</p>	<p>様々な要因により、こころに深いけが（トラウマ）を負った人が、適切なケアがされないままであった場合に、自他への不信感等から、アルコール、薬物などに依存することが多いことが報告されています。こうした困難を抱える人への治療やカウンセリングの機会を提供できる取組への御意見につきましては、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
6	第2章	犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	<p>児童虐待防止のための総合対策の実施について、未然防止や早期発見・早期対応においては、性犯罪・性暴力被害者支援との連携・協力も重要である。 また、「困難な問題を抱える女性に対する支援法」の支援対象とも重なる部分があるため、施策において連携も検討してほしい。</p>	<p>御意見のとおり、児童への性的虐待については、被害が潜在化しやすく、深刻な精神的問題や行動上の問題を生じさせる危険性が高いと考えられており、早急かつ適切な対応が必要とされていますので、「性犯罪・性暴力被害者支援との連携・協力」を追記します。 また、現在、策定へ向け検討を進めている「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」をはじめとした関係施策と連携しながら、重層的に切れ目のない支援の充実を図ってまいります。</p>
7	第2章	犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進	<p>「子どもは、自ら身を守ることや被害を訴えることが少なく、被害が潜在化しやすい」、「性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため」については、（子どもの権利条約から）子どもに権利を伝えること、子どもに性教育を実践することが不可欠と考える。「いのちの安全教育」では不十分なところがあり、子どもたちが自分を大切な存在だと感じることができ、守ることができる、主体的に生きることをエンパワーできる大人、地域づくりをお願いしたい。</p>	<p>生命の安全教育は、性暴力の被害者、加害者、傍観者にならないための教育であり、性教育とともに実施するべきものであると考えております。 そして、生命の安全教育に係る教材を始め、各種教材の効果的な活用や、関係機関等の連携した取組により、社会全体で性犯罪・性暴力の根絶に向けた気運の醸成に努めてまいりたいと考えております。</p>
8	第3章	再犯防止施策の推進	<p>矯正・更生保護の分野では、被害者心情伝達制度等が実施されているが、第2章、3章において、被害者の心情を聞くという施策が取り上げられていないため、施策として明記していただきたい。</p>	<p>犯罪の防止には、警察や行政が対策を講じることと併せて、「二度と同じことが起きないでほしい」との被害者等の悲痛な思いを全ての人々が重く受け止め、犯罪が起きないために、それぞれが自分事として行動していくことが重要であると考えています。そうしたことから、第4章における犯罪被害者等の声を届ける取組を進めるとともに、第2章では、非行防止教室等の機会をとらえ、啓発していくことを記載します。 被害者心情伝達制度は、再犯防止を目的として、加害者に対して、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるものであることを勘案して、第3章では、被害者等の声を踏まえ、制度がより有効に運用されるよう刑事司法機関や民間支援団体等と連携していく旨、盛り込むこととします。</p>

No	項目		御意見・御提案の要旨	考え方
9	第3章 再犯防止施策の推進		<p>非行少年等への支援について、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターには若年の加害者による性犯罪・性暴力の相談も増えており、若年の加害者に対して性加害に関する矯正プログラムを行えるところが不足しているように思われるので、拡充してほしい。</p>	<p>法務省では、矯正施設や保護観察所において専門的な処遇プログラムを実施してきたところ、刑事司法手続き終了後も継続した支援が重要であるとして、令和5年3月に「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」が示されました。</p> <p>今後は、専門的知識とノウハウをもつ保護観察所及び法務少年支援センター等と連携しながら、若年者を含めた再犯防止のための支援を推進していく旨、第3章に盛り込むこととします。</p>
10			<p>第4章では、「性暴力」が取り上げられているが、第3章の「ストーカー、DV加害者に対する再加害防止」の項目には、「性暴力」が取り上げられていないため、検討してほしい。</p>	<p>同上 第3章に盛り込むこととします。</p>
11			<p>保護司は全国に46,705人、京都府内に1,048人おり、刑務所や少年院から出所者や出院者を見守り、支え、再犯防止推進活動に係る大変さがある一方、社会に貢献し、生活再建を果たし家族を持つことができた出所者、出院者から声を掛けられ、感謝されたとの体験談もあり、やりがいがあるようだ。63ページ(11)保護司の推移を示す折れ線グラフでは、令和3年度から保護司活動の年齢の上限が76歳から78歳に引き上げられた事や、高齢化が顕著である事が、今後、保護司活動を持続可能なものにすることが課題である。保護司同士の交流の場において活動報告を出し合い、問題点を共有、議論することや、30～50代の子育て世代の方々が仕事、家庭、育児と保護司活動の両立をどうすればよいか、保護司の声を聞くことが大事である。保護司や民間ボランティアへの顕彰、府民にその活動を広く知っていただく事も必要である。</p>	<p>国で保護司制度の見直しのための調査・研究が行われており、そうした動きに合わせて、保護司の確保へ向けた取組、広報啓発を推進するとともに、保護司や民間ボランティア等が活動しやすい環境の整備の一環として、更生保護サポートセンターの充実に協力してまいります。</p>
12			<p>非行防止に関わる学生、若者による法務省所管の更生保護ボランティアの1つにBBS会があり、京都府では、大学生が中心になって活動する京都BBS連盟がある。お互いの信頼関係を大切にし、非行少年に対する非行防止活動とともに、BBS会の学生、若者の自己研鑽や成長につながればと思う。一般国民のBBS会の認知度は1.6%と低く、活動を通じて国民に認知が広がる事が望まれる。</p>	<p>京都府BBS連盟には、これまでも本府の再犯防止施策の推進に協力いただいております。今後も連携を深めるとともに、活動内容についての広報に協力するよう努めてまいります。</p>

No	項目		御意見・御提案の要旨	考え方
13			<p>今、全国の刑務所で新規受刑者のうち65歳以上の者の割合が年々増加傾向との事であるが、P58の統計資料、京都府における犯罪情報等</p> <p>(2) 府内刑法犯検挙人員数を表す折れ線グラフでは、70歳以上の検挙者の増加である。罪種別内訳では全国、京都府とも万引きによる窃盗犯が多くを占め、孤独感、生活苦が犯行動機にあると考えられる。新規受刑者ともに再犯を繰り返すうちに高齢者となった者もいると思われる。どのような理由で犯行に及んだとしても許しがたい事であるが、高齢受刑者の犯行動機の背景に何があるのか考えなければならない。生活苦、社会的孤立、人々からの無理解はなかったか、福祉的支援があったか、今一度考えたい。</p>	<p>再犯を繰り返す高齢者が抱える問題について、国、警察、市町村と連携し、孤立しないための居場所づくりや、必要に応じた福祉的支援につなげるための施策を推進してまいります。</p>
14	第3章	再犯防止施策の推進	<p>合成麻薬などの違法薬物の所持や使用、かぜ薬（錠剤）など医薬品の過剰摂取を行う、いわゆるオーバードーズによる検挙や補導、救急搬送される少年、若者が社会問題になっている。薬局、ドラッグストアではそうした問題から医薬品の中には、販売の制限を実施しているそうだが、大事なことは少年、若者がなぜオーバードーズに陥るのか。不安や疎外感、孤立がなく、少年、若者が自由に自己表現でき、居場所がある社会かを考え、京都府立洛南病院などの病院に勤務する医療従事者は、そうした少年、若者の生命を助け、依存症治療に力を入れていただきたい。</p>	<p>本府では、薬物を使用して検挙・補導された少年に対し、薬物治療を行っている病院と連携の上、京都府立洛南病院との協定に基づき、初診料等を公費負担するなど、少年に応じた適切な治療につなげ、立ち直り支援を行っております。そうした専門機関との連携を継続するとともに、少年と若年者の違法薬物の所持や医薬品の過剰摂取の根底にある複合的な問題への支援や、居場所づくりを推進してまいります。</p>
15			<p>建設、建築に関わる事業者を経営する協力雇用主にとって、入札参加資格や公共事業の受注機会の拡大は、刑務所や少年院からの出所者や出院者の雇用や事業の継続になる。今後は雇用する出所者、出院者の離職を減らし、生活再建を果たし被害者の補償を続けられるかにある。協力雇用主や職場の同僚を信頼し、安心して仕事を続けるためには建設、建築の仕事に就いた出所者、出院者の仕事におけるキャリアアップをどう支援していくかという事が対策の1つにあり、建設現場に必要な職長教育の講習会の受講終了、足場の組立て、建設重機の運転、操作、技術と知識の習得と実践によって職場の中で信頼を得て、自信を持てるような支援が必要である。</p>	<p>本府では、協力雇用主について建設工事の入札参加資格に関する等級区分に係る主観点を加点し、公共調達における受注機会の増大を図るなど、協力雇用主に対する支援を実施しております。出所者、出院者のキャリアアップにつながる講習会等については、今後の施策の充実を図る上での参考にさせていただきます。</p>
16	第4章	犯罪被害者等に対する支援の充実	<p>性犯罪・性暴力被害者支援においては、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターが活動しているが、そこへの支援についても検討してほしい。</p>	<p>京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターにおける支援の現場からのご意見をうかがいながら、更なる支援の充実に努めてまいりたいと考えています。</p>

No	項目	御意見・御提案の要旨	考え方
17	第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実	犯罪被害者等支援調整会議に京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センターもメンバーになることを検討してほしい。	<p>犯罪被害者等が複数の課題を抱え、支援を必要としている場合、御本人の同意を得て、支援調整会議において中長期にわたる支援計画を立て、ワンストップでの支援を実施することとしています。</p> <p>支援の対象には、性犯罪・性暴力の被害者も含まれており、より専門的な知識や支援のノウハウを持つ、性暴力被害者ワンストップ相談支援センターの参画は支援の充実につながると考えられることから、検討したいと考えています。</p>
18		児童虐待被害者に対する支援の充実については、特に18歳を超えた児童に対してのカウンセリング支援が薄いと感じる。現在、ウィメンズカウンセリング京都では、困難な問題を抱える女性支援事業の委託によって、公費でのカウンセリングを実施しているが、被虐待の子どもたちのその後の支援の枠を確保することが必要である。（寄り添い支援におけるカウンセリング支援）	御意見のとおり、児童虐待被害により困難を抱える人が年齢や性別等に関わらず、必要な支援を受けることができるよう今後の施策検討の参考とさせていただきます。
19		京都SARAにおいては、性暴力被害者に対してのカウンセリングは、一人10回まで公費負担が叶っているが、とても10回では終結できないケースが多くあるので、拡充をお願いしたい。（特に若年の場合は複数回で回復、終結できる場合もある）	様々な犯罪被害者等が一日も早く、被害から回復することができるよう今後の施策検討の参考とさせていただきます。
20		京都SARAでは、公費では家族のカウンセリング支援ができない。性暴力被害が特に若年の場合、家族の支援も、当事者への支援とともに喫緊の課題となっているため、その点の理解もお願いしたい。	犯罪被害者等だけでなく、その兄弟姉妹等家族等に対しても必要な支援を届けることができるよう今後の施策検討の参考とさせていただきます。
21		施策の目標の「犯罪被害者等への配慮及び情報提供への取組」に対応する具体的施策が見当たらない。また、「人材の育成及び確保」の具体的施策が（3）の犯罪被害者等支援のための体制整備への取組の中に記載されているだけである。「学校における教育の充実」も（4）の犯罪被害者等を支える気運醸成への取組に埋もれているように感じる。	「犯罪被害者等への配慮及び情報提供への取組」の具体的施策は、（2）の精神的・身体的被害の回復・被害防止への取組の（ウ）保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援、（エ）刑事手続参加への支援の充実等に含まれております。また、人材の確保及び育成や学校における教育の充実の目標に向け、各施策を推進することとしておりますので、より具体的に内容を追記することとします。
22		「雇用の安定」の第1段落は、事業者の責務を述べており、雇用の安定とは直接の関係は薄いのではないかと。	<p>犯罪被害を受けたことにより、被害者や家族は、被害のショックに加えて、役所や刑事手続、通院、介護等のために仕事を休まざるを得ない状況にあります。被害者等の雇用の安定を図るためには、直接的な施策だけでなく、事業者等へ啓発を行い、犯罪被害者等の置かれている状況等について、理解を深めていただくことが重要であると考えております。</p> <p>本項目に記載する意図を明らかにし追記することとします。</p>

No	項目		御意見・御提案の要旨	考え方
23	第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実		<p>「経済的負担の軽減」では、市町村の見舞金制度が京都市の制度と異なることを注記すべき。また、第2段落は経済的負担の軽減とは関係がないのではないか。</p>	<p>市町村の見舞金制度の中で京都市の制度が異なる点について、明確に記載することとします。 また、第2段落で経済的負担の軽減とは関係がないとの御意見につきましては、犯罪被害者等に支援制度を利用していただくためには、犯罪被害者等支援に従事する職員等が支援制度を認識していただく必要があると考え、支援制度の周知等を施策に盛り込むことといたします。</p>
24			<p>「保護、刑事手続等の過程における配慮及び支援」では、研修の内容が記載されているため、研修の項目に記載すべきではないか。</p>	<p>保護、刑事手続等の過程で犯罪被害者等が二次被害を受けることがないように犯罪被害者等支援に従事する職員に対し、犯罪被害者等の心情を理解するために研修が必要であると考え、施策に盛り込むこととしております。</p>
25			<p>「刑事手続参加への支援の充実」では、京都犯罪被害者支援センターも一定の役割を担っているため、施策にも含めていただきたい。</p>	<p>京都犯罪被害者支援センターでは裁判の傍聴付添や代理傍聴等を行っているところであり、施策に盛り込むことといたします。</p>
26			<p>「市町村におけるワンストップ支援窓口等の充実」の中の研修用eラーニングツールの説明がないため、注記していただきたい。</p>	<p>研修用eラーニングツールについて、わかりやすく記載することといたします。</p>
27			<p>「各種相談窓口・支援窓口の広報」では、民間支援団体名を具体的に記載している箇所もあるため、京都犯罪被害者支援センターと記載すべきではないか。</p>	<p>京都犯罪被害者支援センターの相談窓口の周知を図るため、具体的に記載することといたします。</p>
28			<p>具体的施策の(カ)から(ケ)の児童虐待被害者に対する支援の充実などの部分について、「様々な被害者への支援」と項目を新設していただきたい。その際には、「各種機関の連携」なども加えていただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、(カ)から(ケ)については、特に被害が潜在化しやすいことも踏まえ、まとめた項目を新設し、各被害者の支援において、各種機関の連携も重要であることを盛り込むことといたします。</p>